

松戸市子育て世帯親元近居・同居住宅補助金交付申請書（第2号様式）

添付書類のご説明資料（副本ご返却時）

（1）事前相談書の写し

…ご返却した、事前相談書の副本の表紙をご使用ください。

（2）建物工事請負契約書又は建物売買契約書の写し

…契約書の原本の確認も必要となります。原本をご持参ください。

（3）近居又は同居をする住宅の位置図

…ご返却した、事前相談書の副本の中にある位置図の流用が可能です。

（4）同意書（第3号様式）

…新たに取得された住居の住所と申請者名のご記入とご捺印をお願いします。

■令和2年4月1日受付分より、三世代近居・同居の必要期間が10年間へと延長となります■

（5）住宅の平面図及び住宅の専有面積又は延べ床面積が確認できる竣工図

…各階の平面図および延べ床面積が記載されたページをご提出ください。

（6）近居又は同居をした世帯（引越し後）及び親世帯全員の住民票

…親世帯の住民票については、以前ご提出頂いた物が3ヶ月以内に取得したものであれば新たに提出頂く必要はございません。

（7）子育て世帯及び親世帯全員の市税の滞納がないことを明らかにする書類

…松戸市役所 新館2階の収納課のみで発行できます。支所では発行できません。

“納税証明書交付申請書”にて、「 その他（滞納がないことの証明）」と記載の上、収納課の窓口にご提出ください。

子育て世帯および親世帯に含まれる全員分が必要となります。（中学生以下の方を除く）

また、親世帯の方の証明書を子世帯の方が取得する場合は、委任状が必要となります。

※（8）、（9）、（10）に関しては、お取引先の業者によって対応が変わることがあります。事前に業者へご確認頂けますようお願いいたします。

（8）建築確認検査済証の写し

…新築戸建の場合は、売主・施工業者から渡されます。

中古物件の場合は、まず検査済証の有無を売主および不動産業者へご確認ください。

（9）住宅取得に係る領収書の写し

…手付金・残代金等、住宅取得代金分の領収書をご提出ください。

売主が領収書を発行しなかった場合は、銀行での振り込み伝票の写しをご持参ください。

（10）建物の登記事項証明書

…「全部事項証明書」と書かれた書類です。

「権利部」に所有者名が記載されたものをご持参ください。

所有権取得日（≒残代金支払完了日）から、約2週間後に法務局から発行されます。

本申請の締め切りは、所有権取得日から2ヶ月以内ですが、最初の2週間は登記事項証明書が発行されない為、申請できません。締切日にご注意ください。

※申請内容によっては上記以外の書類の提出が必要になる場合がございます。

また、上記の内容は、予告なく変更となる場合がございます。